

子育てが楽しくなる子どもとの関わり方講座

～親子支援事業～を行いました

全2回のミニ子育て講座(子育てが楽しくなる子どもとの関わり方講座)を行いました。この講座では「ほめて伸ばそうというけれど、どうしてほめることがいいの」「どうやってほめたらいいの」など、子どもの力を伸ばすほめ方や子どもが落ち着ける、学びやすい環境の整え方について学びました。受講者からは「ほめることで自分も子どもも穏やかになった」「今までは怒っていたことをほめる視点で見ることができるようになった」「楽しむ子育てができそうな感じがする」などの感想がありました。

次回の講座は10月から全6回予定しています。詳細は次号の広報くめじまに掲載致します。



このほか親子支援事業では

- ◆ 2才になるのに意味のある言葉が3語以上でない、言葉を促すにはどうしたらいいの
- ◆ 子どもの発達状況(年齢相応なのか)を知りたい
- ◆ うちの子の苦手なところを発達検査で知って、関わり方を考えたい
- ◆ うちの子は集団生活が苦手みたい、どうしたらいいの
- ◆ 育児書を読んでもうちの子に何をしたらいいのかわからない
- ◆ 育てにくいと思うことがあるけど、どこに相談したらいいの
- ◆ 何度言ってもいうことを聞かなくてイライラする、もっと楽しく子育てできないかしら



など子供の発達や子育てに関する疑問や悩みについて、乳幼児健診で育児相談を担当している臨床心理士の松尾先生と一緒に考えていきます。

また、島内保育所(園)巡回や今後子育て講座の開講を予定しています。一人で悩まず、相談してみませんか。

松尾先生は月に1~2回程度来島します。個別相談のご予約は

福祉課健康づくり班 母子保健担当保健師 新垣までお気軽にお問合せください。

また、対象は未就学児です。就学児についてはお問い合わせ下さい。

お問合せ 福祉課 健康づくり班 ☎985-7124

臨時福祉給付金のお知らせ

平成28年度
臨時福祉給付金…
1人につき3千円



障害・遺族年金
受給者向け給付金…
1人につき3万円

【支給対象者】

平成28年度分の住民税が非課税の方
(課税者の被扶養者や生活保護の受給者等は除きます)

【支給対象者】

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち平成28年5月分の障害基礎年金や遺族年金等受給している方

【申請先】：平成28年1月1日時点で住民票がある市町村です。

申請書及び確認書類は、福祉課及び具志川庁舎総合窓口へ直接提出して下さい。
(郵送でも申請できます。)

【申請期間】：平成28年8月29日(月)～平成28年11月30日(水)

- *申請期間を過ぎた場合は、受給できませんのでご注意下さい。
- ・支給対象者になるかを町にて審査し、審査結果を通知いたします。
- ・申請された方で、審査の結果、支給対象から外れる場合もございますのでご了承下さい。

お問合せ 福祉課 ☎985-7124

年金のおしらせ

納付猶予制度の50歳未満への拡大について

平成28年7月1日から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となります。

ただし、平成28年6月以前の期間は、引き続き30歳未満であった期間が納付猶予制度の対象となります。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、納付猶予制度の他にも、免除制度等もありますので、市区役所・町村役場の国民年金窓口へご相談ください。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、**※納付義務**のある方の財産を差し押さえることがあります。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です

国民年金保険料の免除期間 納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ・一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていない場合は追納できません。
- ・「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

追納のお申し込みを希望される方、またはご相談については、お近くの年金事務所へお願いします。



お問合せ 福祉課 年金班 ☎985-7124 浦添年金事務所 ☎877-0343